

鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程

制 定 平成31年 2月 7日

最終改正 令和 7年 1月 8日

(設置)

第1条 鶴岡工業高等専門学校に、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価に関する基本方針並びに実施計画等の策定に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施並びに結果に関する報告書の作成及び公表に関すること
- (3) 学校の目的及び三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）の見直しに関すること
- (4) 教育の内部質保証に資するため、自己点検・評価及び第三者評価の結果を受けて関係する組織と連携し、改善と質向上を推進すること
- (5) その他自己点検・評価に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各副校長
- (3) 各コース長、基盤教育グループ長
- (4) 事務部長
- (5) その他校長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会に特定事項について審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定める

ところによる。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 鶴岡工業高等専門学校評価・改善委員会規程（平成24年2月29日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月8日から施行する。